

承認第3号

専決処分事項の承認について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和4年6月13日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により市長において専決処分する。

令和4年5月20日 専決

橋本市長 平木 哲朗

記

相手方	_____
損害賠償の額	534,750 円
事故の概要	令和4年3月24日午後5時20分ごろ、市脇330-6地先において、相手方が車で市道を走行中、駐車車両を避けるため市道側溝上を通過した際、グレーチングが跳ね上がり、そのグレーチングで相手方車の底部を損傷させた。